⑵　競争参加資格要件

①　単体の場合　「鋼橋上部工」において、開札時に「平成23・24年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」の参加資格を有し（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。）かつ、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,180点以上を有している者（上記の再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,180点以上であること。）

②　特定建設工事共同企業体を構成する場合「鋼橋上部工工事」において、開札時に「平成23・24年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」の参加資格を有し（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。）かつ、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,180点以上ある２者で構成された特定建設工事共同企業体。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（２⑵の再認定を受けたものを除く。）でないこと。又は、この条件を満たす２者で構成された特定建設工事共同企業体。

⑷　平成14年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した、次に揚げる工事の施工実績を有すること。なお、同種工事の項に掲げる各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。異工種の特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事として認める。）

①　単体又は特定建設工事共同企業体を構成する場合の代表者

ｱ　同種工事（下記(a)～(c)を必要とする。）

(a)　鋼連続鈑桁橋の工場製作

(b)　送出し架設工法により架設した最大支間長50m以上ある鋼連続鈑桁橋の工事

(c)　鋼上部工又は鋼橋脚で板厚50㎜以上の鋼板を突合せにより現場溶接を行った工事

②　特定建設工事共同企業体を構成する場合の代表者以外

ｱ　同種工事（下記(a)～(c)を必要とする。）

(a)　鋼連続鈑桁橋の工場製作

(b)　送出し架設工法により架設した鋼連続鈑桁橋の工事

(c)　鋼上部工又は鋼橋脚で鋼板を突合せにより現場溶接を行った工事

⑸　次に揚げる基準を満たす現場代理人、主任（監理）技術者を当該工事に専任できること。

①　専任の主任（監理）技術者が、一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の国家資格を有する者であること。

なお、専任を要する期間は、工事現場が稼働（準備工事を含む）している期間とし、平成25年８月から平成28年11月を予定している。

②　配置予定技術者の工事経験　現場代理人又は主任（監理）技術者のうち１名以上が、平成14年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した、次に揚げる工事の施工実績を有すること。ただし、同種工事の項に掲げる各工事の実績を同一の工事において有する必要はない。また、すべての工事の経験を同一の者が有している必要はない。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。異工種の特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ工種工事として認める。なお、現場代理人としての実績においては、この限りではない。）

ｱ　同種工事（下記(a)～(c)を必要とする。）

(a)　鋼連続鈑桁橋の工場製作

(b)　送出し架設工法により架設した鋼連続鈑桁橋の工事

(c)　鋼上部工又は鋼橋脚で鋼板を突合せにより現場溶接を行った工事

③　現場代理人・主任（監理）技術者にあっては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、技術資料提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

④　監理技術者にあっては、技術資料の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑹　次に掲げる基準を満たす設計管理技術者及び照査技術者を設計業務履行にあたり配置できること。

①　設計管理技術者　設計管理技術者は、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とし、以下のいずれかに該当する者で、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。

ｱ　技術士［建設部門（鋼構造及びコンクリート）］の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者。

ただし、平成13年度以降の技術士試験合格者にあっては、７年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に４年以上従事している者。

ｲ　ＲＣＣＭ［鋼構造及びコンクリート部門］の資格保有者。

②　照査技術者　照査技術者は、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とし、以下のいずれかに該当する者又はその者と同等の能力と経験を有する技術者でなければならない。なお、照査技術者は設計管理技術者を兼ねることはできない。

ｱ　技術士［建設部門（鋼構造及びコンクリート）］の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者。

ただし、平成13年度以降の技術士試験合格者にあっては、７年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に４年以上従事している者。

ｲ　ＲＣＣＭ［鋼構造及びコンクリート部門］の資格保有者。

なお、外国資格を有する技術者（わが国及びＷＴＯ政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はＲＣＣＭ相当との国土交通省大臣認定（総合政策局建設振興課）を受けている必要がある。技術資料提出期限までに当該認定を受けていない場合にも技術資料を提出できるが、この場合、技術資料提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が競争参加資格の確認を受けるためには競争参加資格結果通知日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

⑺　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）の提出期限の日から開札の日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき、「地域２」において、資格登録停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前途の期間において資格登録停止を受けていないこと。

⑻　特定建設工事共同企業体を構成する場合においては、次に揚げる事項を満たしていること。

①　各構成員が該当工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められた場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同様として取扱うことができるものとする。